

環境・まちづくり特別委員会 送付3-11

千代田区外神田一丁目南部地区再開発事業に関する陳情

受付年月日 令和3年7月12日

陳情者 提出者 2名

陳情書

2021年7月12日

千代田区議会議長 桜井 ただし様

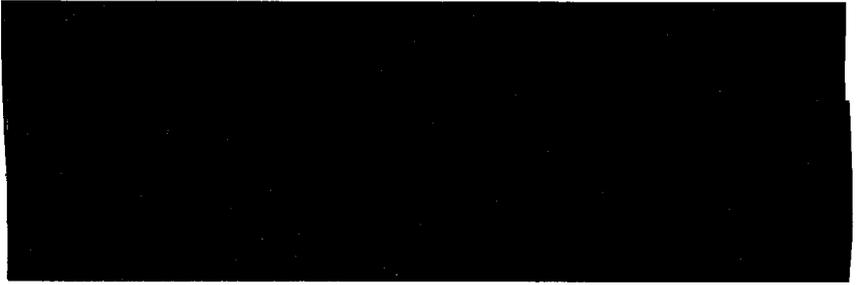
千代田区議会 環境まちづくり特別委員会委員長 小林 たかや様

千代田区長 樋口 高顕様

千代田区 都市計画審議会会長 岸井 隆幸様

件名：千代田区外神田一丁目南部地区再開発事業に関する陳情

陳情者：



1. 5月17日付け、企画総務委員会で、区および事業主の説明では、既に80%以上の地権者（区は明確に、公有地を除いた民有地に占める筆及び面積の同意率と述べております）からの同意を既に得ている、と公式に発言されましたが、現在私達が掴んでいる情報と大きく異なります。明日7月13日開催の環境まちづくり特別委員会で、区より正式な数字が公開されるようですので、なぜこの様に大きく食い違うのか、ご説明ください。
2. 私達の情報では、反対票だけでも面積比で30%を超え、どちらでもない、を合わせると40%ほどに達すると推測しております。反対票が10%、どんなに多くても20%を超えたとその開発は中止されるのが通例と言われる中で、この開発計画の進め方は異例であります。上記の状況下、17条の行為を強引に進めることは、行政の透明性および公平性の見地から、も到底許される行為ではありません。更にいうと、前回6月15日の環境まちづくり特別委員会の約束の通り、「民間地権者の大方の同意」が得られていない現状で17条の手続きはおやめ下さい。
3. 後日、反対および賛成等の開封方法および集計の仕方（分類）等に疑問が残らないよう、地権者からの記入済み投票用紙を含め、すべて現物を委員会で公開し、全委員の皆さままで確認頂きたく存じます。区は個人情報保護審議会の弁護士等に立会を依頼するなど、中立性を担保



保して頂きたい。また、一度委員会で区職員が言明したことを変更しないで下さい。

4. 本開発計画は、マスコミの関心も非常に高く（複数のテレビ・新聞等の取材があり）、更にこれだけの数の反対がある中で、17条の手続きを進めた場合、区民・都民の税金が補助金として民間事業主に分配される等、区民都民の損失は勿論、後々に区が被る信頼喪失は甚大なものと為り、大きな社会問題に発展しかねません。区の認識を求めます。

以上、千代田区を愛する私達地権者として、陳情を致します。